

なは障がい者プラン

第7期那覇市障がい福祉計画
第3期那覇市障がい児福祉計画



「小さな指からひろがる私の世界」 佐藤 菜望

令和6年3月
那覇市

目 次

第1章 計画の概要

I 計画策定の背景と趣旨.....	1
II 計画の性格と根拠.....	2
III 計画の期間.....	3
IV 計画の対象.....	3

第2章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 手帳所持者等の状況.....	4
(1) 身体障害者手帳.....	4
(2) 療育手帳.....	4
(3) 精神障害者保健福祉手帳.....	5
(4) 病類別自立支援医療（精神通院）.....	5
(5) 特定医療費（指定難病）に係る医療受給者証.....	5
2 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の利用状況.....	6
(1) 障害福祉サービス利用状況.....	6
(2) 計画相談支援利用状況.....	7
(3) 障がい児通所支援利用状況.....	7
(4) 障がい児相談支援利用状況.....	7
3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標達成状況.....	8
4 令和8年度の成果目標.....	10
(1) 福祉施設から地域生活への移行促進.....	10
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	11
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	11
(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行等.....	12
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	14
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	15
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	16
5 障害福祉サービス等について.....	17
(1) 障害支援区分認定等事務.....	17
(2) 訪問系サービス.....	18
(3) 日中活動系サービス.....	21
(4) 居住系サービス.....	29
(5) 相談支援サービス.....	31

6	児童福祉法に基づくサービス等について	33
	(1) 障害児通所支援	33
	(2) 障害児相談支援	36
7	発達障がい者（児）への支援	37
	(1) 発達障がい者（児）及び家族等への支援体制の確保	37
8	地域生活支援事業等について	38
	(1) 理解促進研修・啓発事業	38
	(2) 自発的活動支援事業	39
	(3) 相談支援事業	40
	(4) 成年後見制度利用支援事業	41
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	42
	(6) 意思疎通支援事業	42
	(7) 日常生活用具給付事業	43
	(8) 手話奉仕員及び手話通訳者養成研修事業	44
	(9) 移動支援	45
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業	46
	(11) 専門性の高い意志疎通支援を行う者の養成研修事業	47
	(12) 専門性の高い意志疎通支援を行う者の派遣事業	48
	(13) 福祉ホーム事業	50
	(14) 訪問入浴サービス事業	50
	(15) 日中一時支援事業	51
	(16) 地域移行のための安心生活支援（居住体験事業）	51
	(17) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	52
	(18) 芸術・文化講座開催等事業	52
	(19) 点字・声の広報等発行事業	53
	(20) 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）	54
	(21) 自動車運転免許取得・改造助成事業	55
	(22) 発達障がい者サポート事業	56
9	地域生活支援事業以外の事業等について	57
	(1) 那覇市ジョブサポーター等派遣事業	57
	(2) 那覇市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について	57

資料編

1	策定の経緯	59
2	計画策定に係る審議会等	60
3	用語解説	71

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

I 計画策定の背景と趣旨

この計画は、障害のある人の自立及び社会参加のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

平成 26（2014）年、日本は「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託し、条約締結国になりました。平成 28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。その後、平成 30（2018）年には文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和 3（2021）年には障害者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」が成立し、令和 4（2022）年には障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなどの、障害者に関する法整備が進められてきました。令和 6（2024）年には、障害者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障害者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行されます。

障害福祉を取り巻く環境は、高齢化や障害の重度化、発達障害や医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。そのような状況を受けて本市は、障害のある人が安心して暮らし続けられる環境を構築すべく、様々な取り組みなどを進めてきました。

本計画は、上位計画にあたる総合計画や地域福祉計画の方向性を踏まえ、障害者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを見込み、障害のある人も障害のない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものです。本市においては、「障害者基本法」の理念のもと、障がい者のための施策に関する基本的な計画となる「なは障がい者プラン」を令和 3（2021）年 3 月に策定し、理念の実現に向けて取り組んできました。

本計画は、前述の国や県の動き・考え方を踏まえ、新たな計画の策定へ向け、障がい者団体などのニーズ把握、各種障がい者施策の実施状況の点検などにより課題を整理し、「なは障がい者プラン」（第 5 次那覇市障がい者計画に準拠しながら、第 7 期那覇市障がい福祉計画・第 3 期那覇市障がい児福祉計画）を見直し、「地域共生社会」の実現をめざすとともに、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

Ⅱ 計画の性格と根拠

本計画は「那覇市障がい福祉計画」、「那覇市障がい児福祉計画」から構成されます。

「那覇市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画として、令和 8 年度までの目標及び障害福祉サービスなどの見込み量について定めるものです。

「那覇市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画として、令和 8 年度までの、障害児通所支援及び障害児相談支援などの提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。

また、本計画は、「第 5 次那覇市総合計画」、「第 4 次那覇市地域福祉計画」を上位計画とし、障がい者福祉の視点から施策を推進する計画として位置づけ、関連計画である「なは高齢者プラン」、「那覇市子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、国・県の関連計画とも整合性と調和を図りながら策定しています。

○障害者総合支援法第 88 条（市町村福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

○児童福祉法第 33 条の 20（市町村障害児福祉計画）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

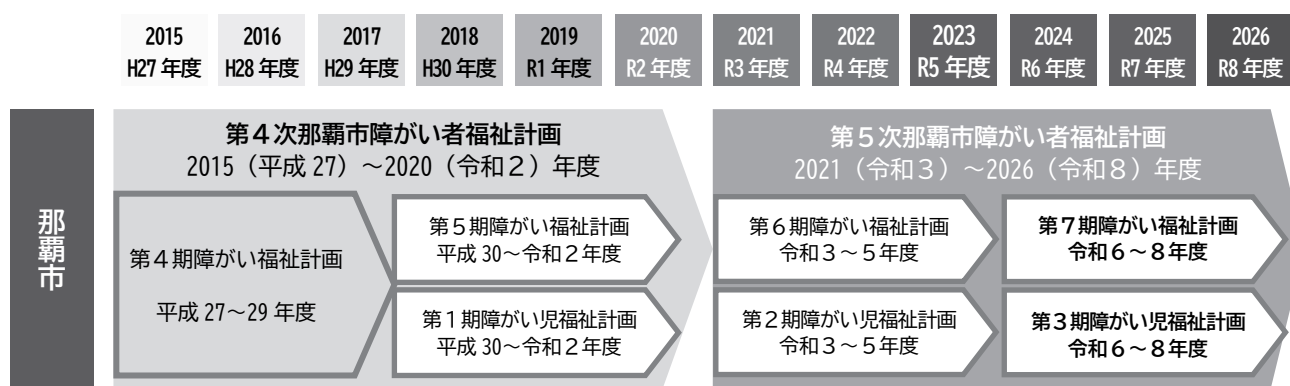
Ⅲ 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、「なは障がい者プラン」のうち「第5次那覇市障がい者計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間、「第7期那覇市障がい福祉計画・第3期那覇市障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし令和8年度中に見直します。

また、国及び県の障がい者施策の状況や社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

◆計画の期間



Ⅳ 計画の対象

本計画は、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病などがあるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象としていきます。

また、支援者や家族、地域なども含め、広く市民との協働のもと、計画の実現を図るものです。

第2章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第2章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 手帳所持者等の状況

(1) 身体障害者手帳

◆身体障害者手帳 障がい種別所持状況《2023年（令和5年）3月31日現在》 (人)

障がい種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	300	228	30	47	68	18	691
聴覚・平衡	50	267	143	407	7	520	1,394
音声・言語	9	6	70	51	0	0	136
肢体不自由	1,366	1,420	727	845	418	276	5,052
内部	2,694	127	1,460	1,704	0	0	5,985
計	4,419	2,048	2,430	3,054	493	814	13,258

◆身体障害者手帳 等級別所持状況《各年3月31日現在》 (人)

障がい等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	4,577(31.9%)	4,540(32.5%)	4,541(32.9%)	4,510(33.1%)	4,419(33.3%)
2級	2,235(15.6%)	2,190(15.7%)	2,159(15.6%)	2,127(15.6%)	2,048(15.4%)
3級	2,907(20.3%)	2,706(19.4%)	2,595(18.8%)	2,522(18.5%)	2,430(18.3%)
4級	3,368(23.5%)	3,238(23.2%)	3,200(23.2%)	3,141(23.1%)	3,054(23.0%)
5級	478(3.3%)	488(3.5%)	499(3.6%)	499(3.7%)	493(3.7%)
6級	786(5.5%)	821(5.9%)	825(6.0%)	827(6.1%)	814(6.1%)
計	14,351(100%)	13,983(100%)	13,819(100%)	13,626(100%)	13,258(100%)

(2) 療育手帳

◆療育手帳 等級別所持状況《各年3月31日現在》 (人)

障がい等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1	298(9.7%)	324(10.1%)	345(10.4%)	370(10.9%)	399(11.5%)
A2	659(21.3%)	700(21.8%)	726(21.8%)	748(22.1%)	777(22.3%)
B1	875(28.3%)	888(27.7%)	914(27.5%)	908(26.8%)	915(26.3%)
B2	1,256(40.7%)	1,295(40.4%)	1,341(40.3%)	1,365(40.3%)	1,388(39.9%)
計	3,088(100%)	3,207(100%)	3,326(100%)	3,391(100%)	3,479(100%)

(3) 精神障害者保健福祉手帳

◆精神障害者保健福祉手帳 等級別所持状況《各年3月31日現在》 (人)

障がい等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,181(20.6%)	1,221(20.5%)	1,256(20.9%)	1,299(19.6%)	1,324(18.5%)
2級	3,531(61.6%)	3,669(61.7%)	3,680(61.3%)	4,109(62.0%)	4,421(61.8%)
3級	1,016(17.7%)	1,053(17.7%)	1,067(17.8%)	1,215(18.3%)	1,414(19.8%)
計	5,278(100%)	5,943(100%)	6,003(100%)	6,623(100%)	7,159(100%)

(4) 病類別自立支援医療（精神通院）

◆病類別自立支援医療状況《各年3月31日現在》 (人)

病 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
統合失調症	3,162	3,132	2,752	2,619	3,014
心因反応	0	2	2	0	0
気分・感情障害	4,130	4,277	4,019	3,970	4,715
非定型精神病	14	13	9	2	1
中毒性精神病	472	502	510	428	484
脳器質性精神病	1,424	1,411	1,363	1,158	1,339
てんかん	921	939	848	816	907
知的障害	69	79	75	83	100
その他	1,996	2,262	2,666	1,938	2,291
計	12,188	12,617	12,244	11,014	12,851

(5) 特定医療費（指定難病）に係る医療受給者証

◆医療受給者状況《各年3月31日現在》 (人)

病 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	2,223	2,351	2,683	2,545	2,667

2 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の利用状況

(1) 障害福祉サービス利用状況

◆障害福祉サービス利用状況

(人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均
居宅介護	9,712	809	10,191	849	10,408	867
重度訪問介護	1,019	85	1,024	85	1,138	95
行動援護	341	28	315	26	333	28
同行援護	1,824	152	1,929	161	2,083	174
短期入所	923	77	925	77	1,207	101
療養介護	1,181	98	1,208	101	1,144	95
生活介護	11,948	996	11,722	977	11,674	973
自立訓練（機能訓練）	55	5	72	6	67	6
自立訓練（生活訓練）	1,389	116	1,462	122	1,379	115
宿泊型自立訓練	176	15	181	15	237	20
就労移行支援	1,648	137	1,528	127	1,532	128
就労継続支援（A型）	3,940	328	4,489	374	4,733	394
就労継続支援（B型）	16,442	1,370	18,066	1,506	20,002	1,667
就労定着支援	574	48	583	49	641	53
自立生活援助	19	2	61	5	50	4
共同生活援助	4,280	357	5,605	467	6,999	583
施設入所支援	5,761	480	5,701	475	5,619	468
合計	61,232	5,103	65,062	5,422	69,246	5,771

(2) 計画相談支援利用状況

◆計画相談支援利用状況

(人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均
計画相談支援	11,746	979	12,683	1,057	13,690	1,141
地域移行支援	21	2	9	1	15	1
地域定着支援	0	0	0	0	0	0
合 計	11,767	981	12,692	1,058	13,705	1,142

(3) 障がい児通所支援利用状況

◆障がい児通所支援利用状況

(人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均
児童発達支援	5,833	486	6,471	539	7,179	598
医療型児童発達支援	174	15	131	11	129	11
放課後等デイサービス	16,650	1,388	18,836	1,570	20,872	1,739
保育所等訪問支援	130	11	306	26	524	44
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	1	0
合 計	22,787	1,900	25,744	2,146	28,705	2,392

(4) 障がい児相談支援利用状況

◆障がい児相談支援利用状況

(人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均
障がい児相談支援	4,676	390	5,335	445	5,938	495

3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の 成果目標達成状況

達成度：A=計画よりも良い B=計画どおり C=進捗に遅れ D=未実施

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

	基準年度 (R1年度末)	目標値 (R5年度末)	R5年度実績 (見込)	達成度
施設入所者数	495人	495人	459人	A
施設入所者減少数		0人	36人	A
地域生活移行者数		9人	9人	B
地域移行した割合(対R1年度)		1.8%	1.8%	B

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	目標 (R5年度末)	R5年度実績 (見込)	達成度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	B
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場への関係者の参加人数	8人	8人	B
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における 目標設定及び評価の実施回数	2回	1回	C

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	目標 (R5年度末)	R5年度実績 (見込)	達成度
地域生活支援拠点等の整備(検証及び検討回数)	2回	2回	B

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	基準年度 (R1年度末)	目標 (R5年度末)	R5年度実績 (見込)	達成度
年間の一般就労移行者数	81人	104人	96人	C
R1実績値からの伸び率		1.28倍	1.19倍	C
就労移行支援事業所の利用者数	30人	40人	123人	A
R1実績値からの伸び率		133%増	410%増	A
管内(市内)就労定着支援事業所数		13箇所	10箇所	C
就労定着率が8割以上の事業所数		9箇所	5箇所	C
就労定着率8割以上の事業所の割合		69%	50%	C
就労定着支援利用見込み者数	48人	124人	66人	C

(5) 障がい児支援の提供体制整備等

	目 標	R5年度実績	達成度
児童発達支援センターの設置	R2年度を目標に整備	R1年度に整備済み	A
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み	構築済み	A
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	R2年度を目標に確保	確保済み	B
医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	H30年度を目標に設置	H30年度に設置済み	B

(6) 相談支援体制の充実・強化等

	目 標 (R5年度末)	R5年度実績 (見込)	達成度
総合的・専門的な相談支援の実施	3箇所	3箇所	B
地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言	10件	10件	B
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	15件	46件	A
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	16回	18回	A

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

	目 標 (R5年度末)	R5年度実績	達成度
都道府県が実施する障害福祉サービスなどに係る研修その他の研修への市町村職員の参加	1人	1人	B

4 令和8年度の成果目標

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定にあたり、国の基本指針に示された、障がい福祉サービス提供体制の確保に関する成果目標を設定します。

設定にあたっては、国が示す考え方を基本としながら、本市における過去の実績を勘案し、以下のとおりとします。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

※1

【国の基本指針】

- ・施設入所者の（令和4年度末時点に対し）6%以上を地域生活へ移行する。
- ・施設入所者数を（令和4年度末時点から）5%以上削減する。

【本市の方針】

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設から地域生活への移行促進に取り組んでいきます。近年の実績を勘案して、下表のとおり目標値を設定します。

◆施設入所者の地域生活への移行

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	459 人	令和4年度末（R5.3.31 現在）の入所者数
目標① 地域生活移行者数	12 人 (2.61%)	令和6年～令和8年度末までに施設を退所し地域生活へ移行する者の数 () は A に対する割合
施設入所者数(B)	446 人	令和8年度末の施設入所者数
目標② 施設入所者の削減数 (A-B)	13 人	令和8年度末時点における (A) の時点からの施設入所者の削減数

※1 福祉施設＝障害者支援施設等

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における早期退院率
3ヶ月後68.9%以上／6ヶ月後84.5%以上／1年後91.0%以上

【本市の方針】

精神保健福祉法の改正等も踏まえ、関係者の連携強化による重層的支援体制整備を推進するための協議の場を持つとともに、医療計画との連動性を意識した目標を設定し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの運用充実を図ります。

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

事 項	回数・日数又は人数			備 考
	令和6年	令和7年	令和8年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回	年間の開催回数
協議の場・作業部会における保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	20人	20人	20人	延べ参加者数
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ・強度行動障害を有する人に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

【本市の方針】

障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点の整備にあたっては、近隣市町村の事業所も活用した面的な整備促進を図ることとします。

また、地域生活支援拠点等の課題や運用状況について、那覇市障がい者自立支援協議会において年2回検証するとともに、課題解決の対応策を検討し機能の充実に向けて取り組めます。

さらに、強度行動障害を有する人の支援ニーズの把握に努め、支援体制について検討していきます。

◆地域生活支援拠点整備及び運用状況の検証

事 項	検証及び検討回数（回）			備 考
	令和6年	令和7年	令和8年	
整備及び運用状況の検証・検討	2回	2回	2回	

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行等

①福祉施設※¹から一般就労への移行者数※²

【国の基本指針】

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所の5割以上とする。

【本市の方針】

福祉施設を利用する障がいのある人について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、就労移行支援事業等の利用者の増加を図っていくこととし、令和8年度には一般就労への移行者 84 人（うち就労移行支援事業所からの移行者 33 人、就労継続支援A型事業所からの移行者 34 人、就労継続支援B型事業所からの移行者 15 人、その他2人）を目指します。

◆福祉施設から一般就労への移行者数

	事 項	数 値	備 考
一般就労移行者	令和3年度の一般就労への移行者数	65人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数。
	令和8年度の一般就労への移行者数（目標）	84人 (1.29倍)	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数。
就労移行支援	令和3年度の一般就労への移行者数	25人	令和3年度において、就労移行支援事業所を通じて、一般就労した人の数。
	令和8年度の一般就労への移行者数（目標）	33人 (1.32倍)	令和8年度において、就労移行支援事業所を通じて、一般就労する人の数。
	一般就労へ移行した割合が利用終了者の5割以上である事業所	50%	令和8年度において、一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所の割合。
就労継続支援A型	令和3年度の一般就労への移行者数	24人	令和3年度において、就労継続支援A型事業所を通じて、一般就労した人の数。
	令和8年度の一般就労への移行者数（目標）	34人 (1.42倍)	令和8年度において、就労継続支援A型事業所を通じて、一般就労する人の数。
就労継続支援B型	令和3年度の一般就労への移行者数	11人	令和3年度において、就労継続支援B型事業所を通じて、一般就労した人の数。
	令和8年度の一般就労への移行者数（目標）	15人 (1.36倍)	令和8年度において、就労継続支援B型事業所を通じて、一般就労する人の数。

- ※1 福祉施設＝就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ※2 一般就労への移行者とは福祉施設から一般企業等に就職した者（就労継続支援A型の利用者になった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

【国の基本指針】

- ・令和8年度末利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所を2割5分以上とする。

【本市の方針】

これまでの実績等を踏まえ、令和8年度に一般就労へ移行する者のうち就労定着支援事業の利用者数を93人、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の40%以上とすることを目指します。

◆就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	93人	国指針：令和8年度末利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数	13箇所	令和8年度末の就労定着支援事業所の管内事業所数
令和8年度において、就労定着率が7割以上である就労定着支援事業所の割合	40%	国指針：就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所を2割5分以上とする。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1箇所以上設置する。
- ②障がい児の地域社会へのインクルージョン推進体制を全市町村で構築。
- ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。
- ④各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置する。
- ⑤各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。

【本市の方針】

児童発達支援センターを「那覇市こども発達支援センター」として平成31年度に開設しました。また、市内には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が1箇所、放課後等デイサービス事業所が2箇所あります。今後も、児童発達支援センターが、地域社会へのインクルージョン推進の中核機能を果たせるよう、機関連携等による面的な整備を念頭に障がい児支援体制の充実に努めます。

また、医療的ケア児支援の充実に向けては、那覇市障がい者自立支援協議会の下部組織に協議の場を設置しており、医療的ケア児等に対応できるコーディネーターについても配置済みのため、各関係機関と連携し医療的ケア児等の支援体制の整備に向けて取り組んでいきます。

◆障がい児支援の提供体制の整備等

事 項	数 値			備 考
	令和6年	令和7年	令和8年	
重症心身障害児を支援する施設の設置数	3箇所	3箇所	3箇所	
医療的ケア児等に対応できるコーディネーターの配置数	4人	4人	4人	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ②個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【本市の方針】

専門的な資格を有し経験豊富な相談員による総合的かつ専門的な相談支援を、直営及び基幹相談支援センター等機能強化事業を委託している事業所3か所で実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備を目指す「重層的支援体制整備事業」の趣旨も踏まえ、関係機関との連携による対応力強化に努めます。

地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言件数は、市内相談支援事業所の約半分である15件を、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数は、研修会の開催や初任者研修受講者の受入等により30件を、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組については、自立支援協議会の下部組織である4つのワーキングの開催により年16回を目指します。

◆総合的・専門的な相談支援の実施

事 項	箇所数			備 考
	令和6年	令和7年	令和8年	
総合的・専門的な相談支援の実施 箇所数	4	4	4	

◆地域の相談支援体制の強化

事 項	件数または回数			備 考
	令和6年	令和7年	令和8年	
地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言の件数（件）	15	15	15	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	30	30	30	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	16	16	16	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項（都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の活用、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析及び事業所や関係自治体などとの共有）を実施する体制を構築する。

【本市の方針】

県が実施する障害福祉サービスなどに係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数は年1人とします。

また、障害者自立支援審査支払等システムなどによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体などと共有する体制の構築については、令和8年度を目処に、指定事業所への集団指導の機会を活用した過誤請求事例等の紹介を、実施します。

◆質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

事 項	人 数			備 考
	令和6年	令和7年	令和8年	
都道府県が実施する障害福祉サービスなどに係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1	1	1	

◆障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事 項	人 数			備 考
	令和6年	令和7年	令和8年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	—	—	実施	指定事業所への集団指導の機会を活用して過誤請求事例等を紹介

5 障害福祉サービス等について

障がいのある人の状況に応じたサービス提供が行われるよう、相談支援専門員及びサービス提供事業者等との連携を図り、より充実したサービス提供に向けた取組を促進します。

訪問系及び日中系サービスについては、利用者や利用時間の増加が見込まれることから、ニーズ等の把握に努めるとともに、適正なサービス提供が行われるようサービス提供事業者等との連携を強化します。

また、地域における居住の場としてグループホーム（共同生活援助）の確保に努めます。

なお、第6期の見込み量と実績に乖離があるものについては、事業所別実利用者数で見込み量を算出したことによります。第7期計画では実利用者数で見込んでいます。

(1) 障害支援区分認定等事務

●事業の概要●

障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適正な実施を図るものです。

障害支援区分は、障がいのある人の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す厚生労働省で定める区分です。居宅介護など一部サービスについては、障害区分の判定が必要です。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

障害者支援区分認定等事務	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
審査件数	件	785	996	813	967	842	982

●見込み量●

近年の実績から、概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

障害者支援区分認定等事務	単位	令和6年	令和7年	令和8年
審査件数	件	982	982	982

(2) 訪問系サービス

①居宅介護

●サービスの概要●

障がいのある人が安定した日常生活を送るために、自宅で食事、入浴、排泄などの身体介護や炊事、掃除、洗濯などの家事援助といった日常生活の支援を行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	－	○	○	○	○	○	○

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

居宅介護	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	977	721	1,055	731	1,139	720
サービス量	時間	13,656	12,591	14,748	12,980	15,928	12,757

※時間＝（人/月）×標準的なサービス提供時間

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

居宅介護	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	720	720	720
サービス量	時間	12,757	12,757	12,757

②重度訪問介護

●サービスの概要●

重度の肢体不自由者などで常に介護を必要とする人を対象に、自宅で食事、入浴、排泄の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度訪問介護	－	－	－	－	○	○	○

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

重度訪問介護	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	86	32	86	34	86	33
サービス量	時間	7,083	5,959	7,083	6,888	7,083	6,378

※時間＝（人/月）×標準的なサービス提供時間

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

重度訪問介護	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	33	33	33
サービス量	時間	6,378	6,378	6,378

③行動援護

●サービスの概要●

行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な外出支援を行います。

【対象種別：知的・精神・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
行動援護	－	－	－	○	○	○	○

※障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上(障がい児にあっては、これに相当する支援の割合)である人。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

行動援護	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	32	25	32	29	32	27
サービス量	時間	561	422	561	564	561	492

※時間＝(人/月)×標準的なサービス提供時間

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

行動援護	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	27	27	27
サービス量	時間	492	492	492

④同行援護

●サービスの概要●

視覚障がいのある人が移動の際に著しい困難を有するとき、外出に必要な援助を行います。

【対象種別：身体・難病(視覚障害を有すること)】

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

同行援護	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	189	156	199	155	210	156
サービス量	時間	3,415	4,486	3,603	4,591	3,801	4,539

※時間 = (人/月) × 標準的なサービス提供時間

●見込み量●

概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

同行援護	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	156	156	156
サービス量	時間	4,539	4,539	4,539

⑤重度障害者等包括支援

●サービスの概要●

重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺がある・寝たきり状態の人など、常時介護を要する方に居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度障害者等包括支援	—	—	—	—	—	—	○

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

重度障害者等包括支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	時間	0	0	0	0	0	0

●見込み量●

県内に実施可能な事業所がなく実績がないため、対応する事業所の整備状況に応じて今後見込み量を算出します。

(3) 日中活動系サービス

①生活介護

●サービスの概要●

常に介護を必要とする人に、食事、入浴、排泄の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
生活介護	—	—	○ (50歳以上)	○	○	○	○

※障害者支援施設に入所されている場合は要件が異なります。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

生活介護	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	1,116	820	1,163	833	1,212	826
サービス量	人日/月	18,598	17,129	19,379	17,273	20,193	17,237

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

生活介護	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	826	826	826
サービス量	人日/月	17,237	17,237	17,237

②自立訓練（機能訓練）

●サービスの概要●

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な障がいのある人もしくは難病のある人に対し、一定期間、身体的リハビリテーションなどを実施します。

【対象種別：身体・知的・精神・難病 標準利用期間：18ヶ月】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練（機能訓練）	障害支援区分による制限なし						

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

自立訓練（機能訓練）	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	9	5	9	4	9	5
サービス量	人日/月	139	96	139	70	139	95

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

自立訓練（機能訓練）	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	5	5	5
サービス量	人日/月	95	95	95

③自立訓練（生活訓練）

●サービスの概要●

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な障がいのある人もしくは難病のある人に対し、一定期間、自立した日常生活を送るために必要な訓練などを実施します。

【対象種別：身体・知的・精神・難病 標準利用期間：24ヶ月（長期入院・入所からの移行は36ヶ月）】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練（生活訓練）	障害支援区分による制限なし						

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

自立訓練（生活訓練）	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	115	117	115	113	115	120
（うち精神障害者の利用者数）	人/月						105
サービス量	人日/月	1,854	2,057	1,854	1,850	1,854	2,052

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

自立訓練（生活訓練）	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	120	120	120
（うち精神障害者の利用者数）	人/月	105	105	105
サービス量	人日/月	2,052	2,052	2,052

④就労選択支援

●サービスの概要●

障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。本人と支援側が、強みや課題、就労に必要な配慮について、共に整理・評価（就労アセスメント）を行うことで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげる支援を行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労選択支援	障害支援区分による制限なし						

◆6期計画の見込み量と実績

※第7期計画から新規に設定する項目です(令和7年10月開始予定新サービス)。

●見込み量●

主な利用者として特別支援学校卒業者数等を勘案し見込量を設定しています。

◆7期計画の見込み量

就労選択支援	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	－	90	180
サービス量	人日/月	－	1,980	3,960

⑤就労移行支援

●サービスの概要●

一般企業などへの就労を希望する 65 歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援などを行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病 標準利用期間：24ヶ月】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労移行支援	障害支援区分による制限なし						

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

就労移行支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	177	130	177	111	177	123
サービス量	人日/月	2,984	2,461	2,984	2,040	2,984	2,348

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

就労移行支援	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	123	123	123
サービス量	人日/月	2,348	2,348	2,348

⑥就労継続支援 A 型（雇用型）

●サービスの概要●

一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人へ、雇用契約に基づいて就労の機会を提供し、一般企業での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援 A 型（雇用型）	障害支援区分による制限なし						

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

就労継続支援 A 型（雇用型）	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	330	382	330	396	330	411
サービス量	人日/月	6,669	8,006	6,669	8,203	6,669	8,405

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

就労継続支援 A 型（雇用型）	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	427	443	460
サービス量	人日/月	8,612	8,824	9,042

⑦就労継続支援 B 型（非雇用型）

●サービスの概要●

一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人へ、雇用契約を結ばずに就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般企業での就労に必要な知識や能力が高まった人に対しては、就労に向けての支援を行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援 B 型（非雇用型）	障害支援区分による制限なし						

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

就労継続支援 B 型（非雇用型）	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込み量	実績	見込み量	実績	見込み量	実績
実利用者数	人/月	1,748	1,572	1,998	1,749	2,284	1,946
サービス量	人日/月	30,821	29,890	35,228	33,367	40,266	37,249

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

就労継続支援 B 型（非雇用型）	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	2,166	2,410	2,682
サービス量	人日/月	41,583	46,421	51,821

⑧就労定着支援

●サービスの概要●

就労移行支援などを利用して、一般就労に移行した障がいのある人に対し、企業、自宅訪問などにより必要な連絡調整や指導助言を行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病 標準利用期間：36ヶ月】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労定着支援	障害支援区分による制限なし						

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

就労定着支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	86	53	105	59	124	66

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

就労定着支援	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	74	83	93

⑨短期入所（福祉型）

●サービスの概要●

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、食事、入浴、排泄の介護などを行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
短期入所（福祉型）	—	○	○	○	○	○	○

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

短期入所（福祉型）	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	136	40	136	111	136	111
（うち重度障害者の人数）	人/月		23		26		26
サービス量	人日/月	661	284	661	663	661	663

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

短期入所（福祉型）	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	111	111	111
（うち重度障害者の人数）	人/月	26	26	26
サービス量	人日/月	663	663	663

⑩短期入所（医療型）

●サービスの概要●

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め医療型の施設で、食事、入浴、排泄の介護などを行います。

【対象種別：遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）などの運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者 など】

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

短期入所（医療型）	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	9	7	9	11	9	11
サービス量	人日/月	24	19	24	26	24	26

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

短期入所（医療型）	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	11	11	11
サービス量	人日/月	26	26	26

⑪療養介護

●サービスの概要●

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護など、日常生活の支援を行います。

【対象種別：気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分5・以上】

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

療養介護	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	106	97	110	90	114	96
平均利用日数	日/月		31		30		31
延べ利用日数	人日		2,961		2,733		2,976

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

療養介護	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	96	96	96
平均利用日数	日/月	31	31	31
延べ利用日数	人日	2,976	2,976	2,976

(4) 居住系サービス

① 自立生活援助

●サービスの概要●

障害者施設やグループホームなどを利用していただいていた障がいのある人で一人暮らしを希望する人を、定期的な巡回訪問や随時の対応などにより生活力などを補うサービスです。

【対象種別：身体・知的・精神・難病 標準利用期間：12ヶ月】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立生活援助	障害支援区分による制限なし						

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

自立生活援助	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	6	3	6	2	6	3

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

自立生活援助	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	4 (4)	4 (4)	4 (4)

※ () 内は精神障がい者

② 共同生活援助（グループホーム）

●サービスの概要●

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、食事、入浴または排泄の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【対象種別：知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
共同生活援助	障害支援区分による制限なし						

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

共同生活援助	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	450	541	523	620	608	711

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

共同生活援助	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	815 (551)	935 (636)	1,072 (734)

※ () 内は精神障がい者

③施設入所支援

●サービスの概要●

主に夜間において、食事、入浴及び排泄などの介護、その他日常生活に必要な支援を行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
施設入所支援	—	—	○ (50歳以上)	○	○	○	○

※自立訓練などを受けている人は、区分に関係なく利用できる場合があります。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

施設入所支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	495	474	495	459	495	459

●見込み量●

近年の減少傾向を勘案して、見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

施設入所支援	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	454	450	446

(5) 相談支援サービス

①計画相談支援

●サービスの概要●

障がいのある人などの依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及び家族の意向などを勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの内容などを定めたサービス利用計画を作成するとともに、サービスなどの利用状況の検証や見直し（モニタリング）などのケアマネジメントを実施します。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

計画相談支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	969	1,081	1,032	1,148	1,099	1,220

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

計画相談支援	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	1,319	1,401	1,488

②地域移行支援

●サービスの概要●

障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、住居の確保など、地域における受入体制の整備を行うものです。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

地域移行支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	6	1	6	3	6	2

●見込み量●

精神科長期入院患者の地域移行が進むことを勘案しつつ、概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

地域移行支援	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	2 (2)	2 (2)	2 (2)

※ () 内は精神障がい者

③地域定着支援

●サービスの概要●

居宅において単身などで生活する人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに対応・相談、その他必要な支援を行います。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

地域定着支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	2	0	2	0	2	0

●見込み量●

第6期での実績はありませんが、地域移行支援利用者等が利用することを想定して、見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

地域定着支援	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	2 (2)	2 (2)	2 (2)

※ () 内は精神障がい者

6 児童福祉法に基づくサービス等について

障がいのある児童のライフステージに応じて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を図るとともに、そこから出てくるニーズ等を把握し、必要に応じたサービス提供が行われるよう努めます。

なお、第2期の見込み量と実績に乖離があるものについては、事業所別実利用者数で見込み量を算出したことによります。第3期計画では実利用者数で見込んでいます。

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援（福祉型）

●サービスの概要●

未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

◆2期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

児童発達支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	592	471	617	492	643	514
サービス量	人日/月	4,663	5,717	4,859	6,602	5,063	7,624

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

近年の伸びを勘案して見込み量を算出しています。

◆3期計画の見込み量

児童発達支援（福祉型）	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	537	561	587
サービス量	人日/月	8,805	10,169	11,744

②児童発達支援（医療型）

●サービスの概要●

障がいのある児童（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

◆2期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

医療型児童発達支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	14	10	14	12	14	12
サービス量	人日/月	205	113	205	166	205	156

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆3期計画の見込み量

児童発達支援（医療型）	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	12	12	12
サービス量	人日/月	156	156	156

③放課後等デイサービス

●サービスの概要●

就学中の障がいのある児童に、授業終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進、その他必要な支援を行います。

◆2期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

放課後等デイサービス	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	1,705	1,130	1,944	1,289	2,216	1,471
サービス量	人日/月	17,790	17,141	20,281	19,912	23,120	23,131

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆3期計画の見込み量

放課後等デイサービス	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	1,678	1,915	2,185
サービス量	人日/月	26,871	31,215	36,262

④保育所等訪問支援

●サービスの概要●

保育所などに通う障がいのある児童に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

◆2期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

保育所等訪問支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	5	43	5	64	5	96
サービス量	人日/月	7	69	7	103	7	154

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

近年の伸びを勘案して見込み量を算出しています。

◆3期計画の見込み量

保育所等訪問支援	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	143	213	318
サービス量	人日/月	230	344	514

⑤居宅訪問型児童発達支援

●サービスの概要●

重度の障がいなどにより外出が困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

◆2期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

居宅訪問型児童発達支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	1	0	2	1	3	1
サービス量	人日/月				8		8

●見込み量●

市内に提供サービス事業所はありませんが、ニーズはあるものと考え、第2期計画と同人数で見込みます。

◆3期計画の見込み量

居宅訪問型児童発達支援	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	1	1	1
サービス量	人日/月	8	8	8

(2) 障害児相談支援

●サービスの概要●

計画相談支援と同様に、障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うものです。

◆2期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

障害児相談支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	551	464	640	510	744	561

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆3期計画の見込み量

障害児相談支援	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人/月	617	679	747

7 発達障がい者（児）への支援

(1) 発達障がい者（児）及び家族等への支援体制の確保

発達障がい者（児）の家族等への支援として、必要な知識を身につけ発達障がい者（児）の特性を理解し適切な対応ができるよう、専門的なスキルを有した職員によるペアレントトレーニングを実施します。

また、当事者同士が交流しながら安心して過ごせる居場所の提供を行い、発達障がい者（児）及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

障害児相談支援	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
ペアレントトレーニング 参加延べ人数	人/月	450	195	450	238	450	250
ピアサポート活動 参加延べ人数	人/月	65	90	65	68	65	80

●見込み量●

増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

◆ペアレントトレーニングの受講延べ人数

支援プログラム等	単位	令和6年	令和7年	令和8年
受講者数	人	250	250	250

◆ピアサポート活動（保護者支援等）への参加延べ人数

ピアサポート活動	単位	令和6年	令和7年	令和8年
参加人数	人	80	80	80

8 地域生活支援事業等について

地域生活支援事業は、障がいのある人が、住み慣れた地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた形態により実施する事業です。

本市が実施する地域生活支援事業は次の(1)～(22)に掲げており、地域資源の活用や関係機関との連携を図り、現行サービス量の低下等を招くことなく必要な水準を確保し各事業を実施することができよう推進していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人などが日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための取組を実施し、共生社会の実現を図るものです。

●事業の概要●

講演会等のイベントや各種教室等の形態により障がいへの理解促進に向けた取組みができるよう事業所へ委託し継続して実施しています。

◆6期計画の見込み量と実績

理解促進・啓発事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1

●見込み量●

これまでの実績に基づき見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量 ※令和6年度より指標を開催数へ変更しています。

理解促進・啓発事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
開催数	回	3	3	3

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援することにより共生社会の実現を図るものです。

●事業の概要●

①ピアサポート事業

障がいのある人同士がピア（仲間）の視点で情報交換や交流できる場を設定することなどにより、障がいのある人の自立と社会参加の促進、活動の場の拡充を図る事業です。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

自発的活動支援事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人	300	220	300	246	300	228

●見込み量●

これまでの実績に基づき見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

自発的活動支援事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実施箇所数	箇所	1	1	1
延べ利用者数	人	230	230	230

②ピアサポーターの配置

障がい福祉課窓口にて、聴覚に障がいのあるピアサポーターを1名配置し、相談支援などを行います。

(3) 相談支援事業

障がいのある人、家族などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するものです。

●事業の概要●

①基幹相談支援センター等機能強化事業

現在直営及び委託先3箇所（計4箇所）において、専門的資格及び経験を有する相談支援専門員等を配置し、困難ケースなどへの対応、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、各関係機関との連携等を行い、相談支援体制を強化するための取組を実施しています。

②居住サポート事業

障がいのある人が民間賃貸住宅への入居を希望する際、入居時に必要な調整や入居後に安定した居住の継続を図ることができるよう支援する事業で、民間企業への委託により実施しています。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

基幹相談支援センター等 機能強化事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	4	4	4	4	4	4
利用者数（延べ人数）	人	1,620	2,794	1,620	3,054	1,620	3,000

居住サポート事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	1	1	1	2	1	2
利用者数（延べ人数）	人	110	95	110	125	110	147

●見込み量●

これまでの実績に基づき見込み量を算出しています。

令和3年度以降の見込み量は実人数としており、これは基幹相談支援センター等機能強化事業としての対応件数のみならず、一般的な相談支援事業を委託している事業所もあわせた対応件数となっています。

◆7期計画の見込み量

基幹相談支援センター等 機能強化事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実施箇所数	箇所	4	4	4
実利用者数	人	3,000	3,000	3,000

居住サポート事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実施箇所数	箇所	2	2	2
実利用者数	人	189	231	273

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり福祉サービス利用に関する契約を結んだりする必要があっても、自ら実行することが困難な場合があります。このような判断能力が不十分な方々を支援するのが成年後見制度です。

●事業の概要●

成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対し、審判の申立てに要する経費及び後見人等への報酬の助成を行っています。

◆6期計画の見込み量と実績

※令和5年度実績は見込み 審判請求（市長申立て）及び報酬助成

成年後見制度利用支援事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	人	20	23	20	20	20	27

●見込み量●

これまでの実績に基づき見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

審判請求（市長申立て）及び報酬助成の合計

成年後見制度利用支援事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
利用者数	人	27	27	27

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とするものです。

●事業の概要●

第6期計画期間中の実績はありませんでしたが、法人後見を行うことのできる法人を増やしていくための研修等実施に向けた取組ができるよう検討していきます。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

成年後見制度法人後見支援事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	0	0	0	0	1	0

●見込み量●

◆7期計画の見込み量

第7期計画期間中に、法人後見実施に向けた支援が確保できる団体の状況を確認し、委託実施に向けての調整を進めていきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

●事業の概要●

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を実施しています。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
手話通訳者派遣件数	件	576	596	611	506	648	551
要約筆記者派遣件数	件	2	0	2	1	3	3

手話通訳者設置事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
設置手話通訳者数	人	3	3	3	2	3	3

●見込み量●

ニーズはあるものと考え、直近3年間の実績から算出しています。なお、手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、第6期計画では年間利用件数で見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
手話通訳者派遣件数	件	551	551	551
要約筆記者派遣件数	件	3	3	3

手話通訳者設置事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
設置手話通訳者数	人	3	3	3

(7) 日常生活用具給付事業

在宅で障がいのある人に対し日常生活の便宜を図るため、障がいの内容や程度に応じ生活に必要な日常生活用具を給付します。

●事業の概要●

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具や住宅改修費の給付を行います。

療育手帳重度（A1、A2）の方で、排泄の意思表示が困難なため常時紙おむつが必要であることを医師が認めた方へ紙おむつの給付を行います。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

日常生活用具給付事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
合計	件	7,383	5,676	7,753	5,925	8,120	6,134
① 介護・訓練支援用具 「特殊寝台、特殊マット、入浴担架等」	件	26	12	26	32	26	22
② 自立生活支援用具 「入浴補助用具、T字状・棒状の杖等」	件	70	67	70	71	70	68
③ 在宅療養等支援用具 「ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器等」	件	75	79	75	85	75	84
④ 情報・意思疎通支援用具 「視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器等」	件	95	98	95	99	95	97
⑤ 排泄管理支援用具 「ストーマ装具、尿管器、紙おむつ等」	件	7,115	5,415	7,485	5,634	7,852	5,859
⑥ 住宅改修費 「居宅生活動作補助用具」	件	2	5	2	4	2	4

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

排泄管理支援用具については、療育手帳重度（A1、A2）の方への紙おむつ支給分を加味して見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

日常生活用具給付事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
合計	件	6,368	6,612	6,865
① 介護・訓練支援用具 「特殊寝台、特殊マット、入浴担架等」	件	22	22	22
② 自立生活支援用具 「入浴補助用具、T字状・棒状の杖等」	件	68	68	68
③ 在宅療養等支援用具 「ネブライザー (吸入器)、電気式たん吸引器等」	件	84	84	84
④ 情報・意思疎通支援用具 「視覚障害者用ポータブルレコーダー、 視覚障害者用拡大読書器等」	件	97	97	97
⑤ 排泄管理支援用具 「ストーマ装具、尿管器、紙おむつ等」	件	6,093	6,337	6,590
⑥ 住宅改修費 「居宅生活動作補助用具」	件	4	4	4

(8) 手話奉仕員及び手話通訳者養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としたものです。

●事業の概要●

初心者を対象として、手話奉仕員講座(2年間)と、そのステップアップを図る手話通訳者講座(2年間)の4年間を一区切りとして、手話通訳者となることを目標に人材を養成しています。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

手話奉仕員養成研修事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
養成講座受講修了者数 (R5～R6年度実施)	人	-	-	-	-	14	17

手話通訳者養成研修事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
養成講座受講修了者数 (R3～4年度実施)	人	9	8	9	7	-	-

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

手話奉仕員養成研修事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
養成講座受講修了者数 (R5～R6年度実施)	人	17	-	-

手話通訳者養成研修事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
養成講座受講修了者数 (R7～8年度実施)	人	-	17	17

(9) 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、地域における社会参加や余暇活動のための外出支援を行います。

●事業の概要●

個別支援型（ガイドヘルパー）と那覇市社会福祉協議会への委託により車両移送型（リフト付きバスによる移送）を行っています。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

個別支援型（ガイドヘルパー）	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	305	310	305	323	305	337
延利用時間	時間	19,077	19,124	19,077	22,743	19,077	27,047

車両移送型 (リフト付きバスによる移送)	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	84	84	86	73	88	76
延利用件数	件	2,530	1,445	2,530	1,563	2,530	1,596

●見込み量●

ガイドヘルパーについては、これまでの事業実績に基づき、見込み量を算出しています。リフト付きバスによる移送については、ニーズはあるものと考えます。

◆7期計画の見込み量

個別支援型（ガイドヘルパー）	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人	337	337	337
延利用時間	時間	27,047	27,047	27,047

車両移送型 （リフト付きバスによる移送）	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人	76	76	76
延利用件数	件	1,630	1,664	1,699

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、障がいのある人が、いつでも利用でき、地域の実情に応じ、創作または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与することを基礎的事業としており、その基礎的事業を充実強化し、障がいのある人などの地域生活支援の促進を図ることを目的としています。

●事業の概要●

①地域活動支援センターI型事業(1箇所)

精神障がいのある人に対応する専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、精神障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業などを実施します。

②地域活動支援センターII型事業(1箇所)

機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスなどを実施します。

③地域活動支援センターIII型事業(11箇所)

障がいのある人の生活や就労に関する相談対応、施設外における就労実習及び障害福祉サービスの情報提供などを行います。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

地域活動支援センター	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	13	13	13	13	13	13
実利用者数	人	528	324	528	378	528	381

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき直近3年間の平均値で見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

地域活動支援センター	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実施箇所数	箇所	13	13	13
実利用者数	人	381	381	381

(11) 専門性の高い意志疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とするものです。

沖縄県が主体となって実施運営しており、那覇市は中核市として協力しています。

●事業の概要●

①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業として、手話通訳者養成研修事業と要約筆記者養成研修事業を委託により実施しています。身体障がい者福祉の概要や通訳者の役割・責務などについて理解ができ、必要な基本技術を習得した通訳者を養成研修する事業です。各講座修了後、試験合格者は沖縄県に登録し、活動を行います。

②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者のコミュニケーション手段と移動介助についての知識と技術などの講習を行い、通訳・介助員を養成研修する事業です。講座修了者は沖縄県に登録し、活動を行います。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込み量	実績	見込み量	実績	見込み量	実績
手話講習修了者	人	93	90	93	146	93	146
手話通訳登録者	人	9	2	9	5	9	5
要約筆記講習修了者	人	20	13	20	4	20	4
要約筆記者登録者	人	15	5	15	3	15	3

盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
講習修了者	人	20	11	20	6	20	6
登録者	人	10	0	10	6	10	6

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
手話講習修了者	人	146	146	146
手話通訳登録者	人	5	5	5
要約筆記講習修了者	人	4	4	4
要約筆記者登録者	人	3	3	3

盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
講習修了者	人	6	6	6
登録者	人	6	6	6

③失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

今後、県や関係機関と連携し検討していきます。

(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者・要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が難しい派遣などを可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

沖縄県が主体となって実施運営しており、那覇市は中核市として協力しています。

●事業の概要●

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、住民が参加する障がい者団体などの会議、研修、講演または講義、対応が困難な派遣などを可能とするため、手話通訳者または要約筆記者を派遣する事業です。

②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろうの人に対して、自立と社会参加を図るため、多様なニーズにこたえることのできる知識並びに技術を持った者を派遣する事業です。

◆6期計画の見込み量と実績※令和5年度実績は見込み

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
手話通訳者派遣件数	件	40	20	40	15	40	17
要約筆記者派遣件数	件	20	1	20	1	20	1

②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（沖縄県全体）

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
派遣件数	件	1,000	507	1,000	859	1,000	683

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
手話通訳者派遣件数	件	17	17	17
要約筆記者派遣件数	件	1	1	1

②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
派遣件数	件	683	683	683

③失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

今後、県や関係機関と連携し検討していきます。

(13) 福祉ホーム事業

住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援することを目的とするものです。

●事業の概要●

福祉ホームを運営する社会福祉法人等に運営費の補助を行う事業です。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

福祉ホーム事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人	1	1	1	1	1	1

●見込み量●

福祉ホームを利用している1人（県外施設）を計画期間の利用者と見込んでいます。

◆7期計画の見込み量

福祉ホーム事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実施箇所数	箇所	1	1	1
実利用者数	人	1	1	1

(14) 訪問入浴サービス事業

●事業の概要●

自力または家族の介助のみでは入浴することが困難な在宅の重度の障がいのある人に対し、訪問による定期的な入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持などの支援を行います。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

訪問入浴サービス事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人	1	1	1	1	1	1

●見込み量●

これまでの利用実績に基づき見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

訪問入浴サービス事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実施箇所数	箇所	1	1	1
実利用者数	人	1	1	1

(15) 日中一時支援事業

●事業の概要●

障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を図るものです。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

日中一時支援事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	87	95	89	92	91	94
実利用者数	人	164	125	169	103	174	114

●見込み量●

これまでの利用実績に基づき見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

日中一時支援事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実施箇所数	箇所	94	94	94
実利用者数	人	114	114	114

(16) 地域移行のための安心生活支援（居住体験事業）

障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援するものです。

●事業の概要●

長期入院、施設入所又は家族と同居中で、将来地域において自立生活を目指す障がいのある人に対して、地域生活を体験する機会の提供を行い、障がいのある人などの自立生活に向けた意欲の促進及び生活能力の向上を図ることを目的とする事業です。

第6期計画期間中は、委託できる事業者がなかったため実績はなしとなっていますが、令和6年度以降は、地域生活支援拠点における「体験の機会・場の確保」の機能整備に向けた取組として、実施方法等を検討していきます。

(17) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇などに資するため、各種レクリエーション教室や運動会などを開催し、社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行うものです。

●事業の概要●

スポーツ活動を通じて障がいのある人の体力増強、交流促進などを図るため、「那覇市障がい者運動会」を開催しています。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

那覇市障がい者運動会	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
参加者数	人	500	0	500	0	500	300

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。感染症なども踏まえ、今後、開催方法など検討していきます。

◆7期計画の見込み量

那覇市障がい者運動会	単位	令和6年	令和7年	令和8年
参加者数	人	400	400	400

(18) 芸術・文化講座開催等事業

障がいのある人の文化芸術活動を振興するため、作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行うものです。

●事業の概要●

那覇市障がい者美術展

障がいがある市民の創作意欲を促し、芸術活動の発表の機会とするとともに、市民の障がいのある人に対する理解と交流を深める目的で「那覇市障がい者美術展」を開催しています。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

那覇市障がい者美術展	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
来場者数	人	1,800	808	1,800	1,148	1,800	1,148
出品件数	件	—	303	—	375	—	375

●見込み量●

令和5年度実績で見込み量を算出しています。令和2年度より多くの人に障がいのある人に対する理解と交流を深めてもらうため、全ての作品をホームページで掲載しており、今後とも取り組んでいきます。

◆7期計画の見込み量

那覇市障がい者美術展	単位	令和6年	令和7年	令和8年
来場者数	人	1,148	1,148	1,148
出品件数	件	375	375	375

(19) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳その他わかりやすい方法により、地方公共団体などの広報、視覚障がいのある人などの障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的または必要に応じ、提供するものです。

●事業の概要●

「広報なは市民の友」の点字版と音声テープを製作し、視覚障がいのある人に対して、点字及び音声による情報を定期的に提供する事業です。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

点字の広報等発行事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	87	77	87	75	87	74

声の広報等発行事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	64	61	64	60	64	58

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

今後、利用者のニーズ把握や広報媒体について検討していきます。

◆7期計画の見込み量

点字の広報等発行事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人	74	74	74

声の広報等発行事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人	58	58	58

(20) 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的としています。

●事業の概要●

権利擁護推進事業として実施し、被虐待者や養護者に対して適切な支援を行うために、関係機関との連携強化に努めるとともに、虐待防止の啓発活動を行います。また、虐待を受けた障がいのある人を保護・分離する手段として、緊急一時保護施設を確保します。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

緊急一時保護施設数	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
施設数	箇所	2	2	2	2	2	3

●見込み量●

引き続き、障がい特性に応じた施設の確保に努めます。

◆7期計画の見込み量

緊急一時保護施設数	単位	令和6年	令和7年	令和8年
施設数	箇所	3	3	3

(21) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。

●事業の概要●

障がいのある人の自立した日常生活又は就労等社会参加を促進するため、障がいのある人の運転免許の取得費用又は自動車の改造に要する費用の一部を助成しています。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

自動車運転免許取得事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	10	5	10	7	12	7

自動車改造助成事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	6	3	6	1	4	4

●見込み量●

第6期では実績が見込み量を下回っていますが、ニーズはあるものと考え、令和5年度の実績に基づき見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

自動車運転免許取得事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人	7	7	7

自動車改造助成事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人	4	4	4

(22) 発達障がい者サポート事業

●事業の概要●

発達障がいのある人の円滑な社会生活の推進を図るため、保健、医療、福祉、教育等関係機関と連携し、発達障がいのある人本人及びその家族へ支援を実施する事業です。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

那覇市発達障がい者サポート事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
延べ利用者数	人	905	1,180	905	1,055	905	997

●見込み量●

第7期計画の見込み量は、発達障がい者サポート事業のうち地域生活支援事業として実施している保護者支援や本人活動支援（日中の居場所の確保以外）の利用者数としています。

◆7期計画の見込み量

那覇市発達障がい者サポート事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
延べ利用者数	人	997	997	997

9 地域生活支援事業以外の事業等について

(1) 那覇市ジョブサポーター等派遣事業

●事業の概要●

障がいのある人の就職支援及び就労している障がいのある人の安定的かつ継続的な職場定着支援を図るために、ジョブサポーターの養成研修及び派遣を実施する事業です。

◆6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

那覇市ジョブサポーター等派遣事業	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	87	45	87	45	87	45

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

◆7期計画の見込み量

那覇市ジョブサポーター等派遣事業	単位	令和6年	令和7年	令和8年
実利用者数	人	45	45	45

(2) 那覇市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律《2012年（平成24年）法律第50号》第9条に規定する障害者就労施設などからの物品などの調達の推進を図るため、方針を策定し取り組んでいます。

●方針について●

方針の適用範囲は、本市が発注する物品又は役務の調達とします。対象となる障害者就労施設などは、本市に所在のある障害者就労施設などを優先するものとしています。また、受注内容に応じて該当する障害者就労施設などへ業務をあっせん及び仲介を行う共同受注窓口からも物品などの調達を図ります。

◆ 6期計画の見込み量と実績 ※令和5年度実績は見込み

障害者就労施設等からの 物品等の調達	単位	令和3年		令和4年		令和5年	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
発注件数	件	33	22	33	29	33	29
発注金額	千円	38,000	35,749	38,000	35,539	38,000	37,500

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

◆ 7期計画の見込み量

障害者就労施設等からの 物品等の調達	単位	令和6年	令和7年	令和8年
発注件数	件	29	29	29
発注金額	千円	37,500	37,500	37,500

資料編



1 策定の経緯

会議等	開催日	議題等
第1回那覇市社会福祉審議会	令和5年 5月26日	・諮問事項について
第1回 障がい者福祉専門分科会	5月26日	・専門分科会長の互選 ・同職務の代理者の指名 ・なは障がい者プランについて
第1回検討委員会 第1回作業部会	8月18日	・なは障がい者プランの概要 ・策定の進捗について ・今後の策定スケジュール
第1回 那覇市障がい者自立支援協議会	8月23日	・なは障がい者プランの概要 ・策定の進捗について ・計画素案について ・今後の策定スケジュール
第2回 障がい者福祉専門分科会	10月11日	・計画素案について ・今後のスケジュールについて
パブリックコメントの実施	11月13日 ～12月12日	・那覇市ホームページへの掲載 ・那覇市役所本庁舎（市政情報センター、障がい福祉課）、各支所、那覇市民協働プラザへの設置
第2回検討委員会	令和6年 1月9日 （書面）	・計画の内容について
第3回障がい者福祉専門分科会	1月15日	・計画の内容について
市長への答申	1月17日	・那覇市社会福祉審議会より市長への答申
第2回 那覇市障がい者自立支援協議会	2月6日	・計画策定についての報告

2 計画策定に係る審議会等

(1) 那覇市社会福祉審議会規則

平成25年3月29日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に基づき設置する那覇市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の合計数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 障がい者福祉専門分科会 障がい者の福祉に関する事項

(3) 高齢者福祉介護専門分科会 高齢者の福祉・介護に関する事項

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、審議会の議を経て委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

5 専門分科会長に事故があるとき、又は欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門分科会の会議)

第7条 第5条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

2 審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第8条 身体障がい者の障害程度の審査等に関する調査審議のため、障がい者福祉専門分科会に審査部会を置くほか、必要に応じて、その他の専門分科会に審査部会を置くことができる。

2 第6条第2項から第5項までの規定は、審査部会について準用する。この場合において同条中「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(審査部会の会議)

第9条 第5条の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

2 審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第10条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総括的事務については福祉部福祉政策課において、その他の事務については福祉部各担当課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 那覇市保健福祉医療審議会規則(平成12年那覇市規則第15号)は、廃止する

那覇市社会福祉審議会 専門分科会委員名簿

	氏名	所属団体名等	備考
1	富樫八郎	沖縄大学	社会福祉審議会 委員長 障がい者福祉専門分科会 会長
2	竹藤登	沖縄県社会福祉士会	
3	田中寛	沖縄県手をつなぐ育成会	
4	高嶺豊	那覇市身体障害者福祉協会	
5	棚原信子	社会福祉法人からし種の会	

(2) 那覇市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成26年8月12日 福祉部長決裁

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。)第89条の3第1項の規定に基づき、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができることを、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障がい者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、那覇市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者相談支援事業者等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業に従事する者の能力開発に関すること。
- (4) 障がい者の就労等社会生活の支援に関すること。
- (5) 南部圏域障害者自立支援連絡会議及び沖縄県障害者自立支援協議会に対し地域における課題等についての提案に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別を解消するための取組等に関すること
- (7) その他地域の障害福祉の増進に関する必要事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する相談支援事業に従事する者
- (2) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育及び雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障がい者関係団体に所属する者
- (7) 障がい当事者及びその家族
- (8) 学識経験者
- (9) その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を審議する必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特定の事項に関する審議が終了するまでの間とする。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の合計数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第8条 協議会の下に、ワーキングチーム（以下「ワーキング」という。）を置くことができる。

2 ワーキングは、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 困難事例等の検討・調整に関すること。

(2) 地域の関係機関によるネットワークづくりに係る協議に関すること。

(3) 地域の社会資源の開発・改善等に係る協議に関すること。

(4) 権利擁護等に係る協議に関すること。

(5) その他障害福祉計画の具体化に向けた協議等に関すること。

3 ワーキングは会長の指名する者をもって構成する。

4 ワーキングにリーダーを置き、当該ワーキングに属する者の互選によってこれを定める。

5 ワーキングは、リーダーが召集し、その議長となる。

6 リーダーは、ワーキングの事務を掌理し、ワーキングの調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。

7 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、ワーキングに出席することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、平成26年8月12日から施行する。

2 那覇市地域自立支援協議会設置要綱（平成19年5月21日部長決裁）は廃止する。

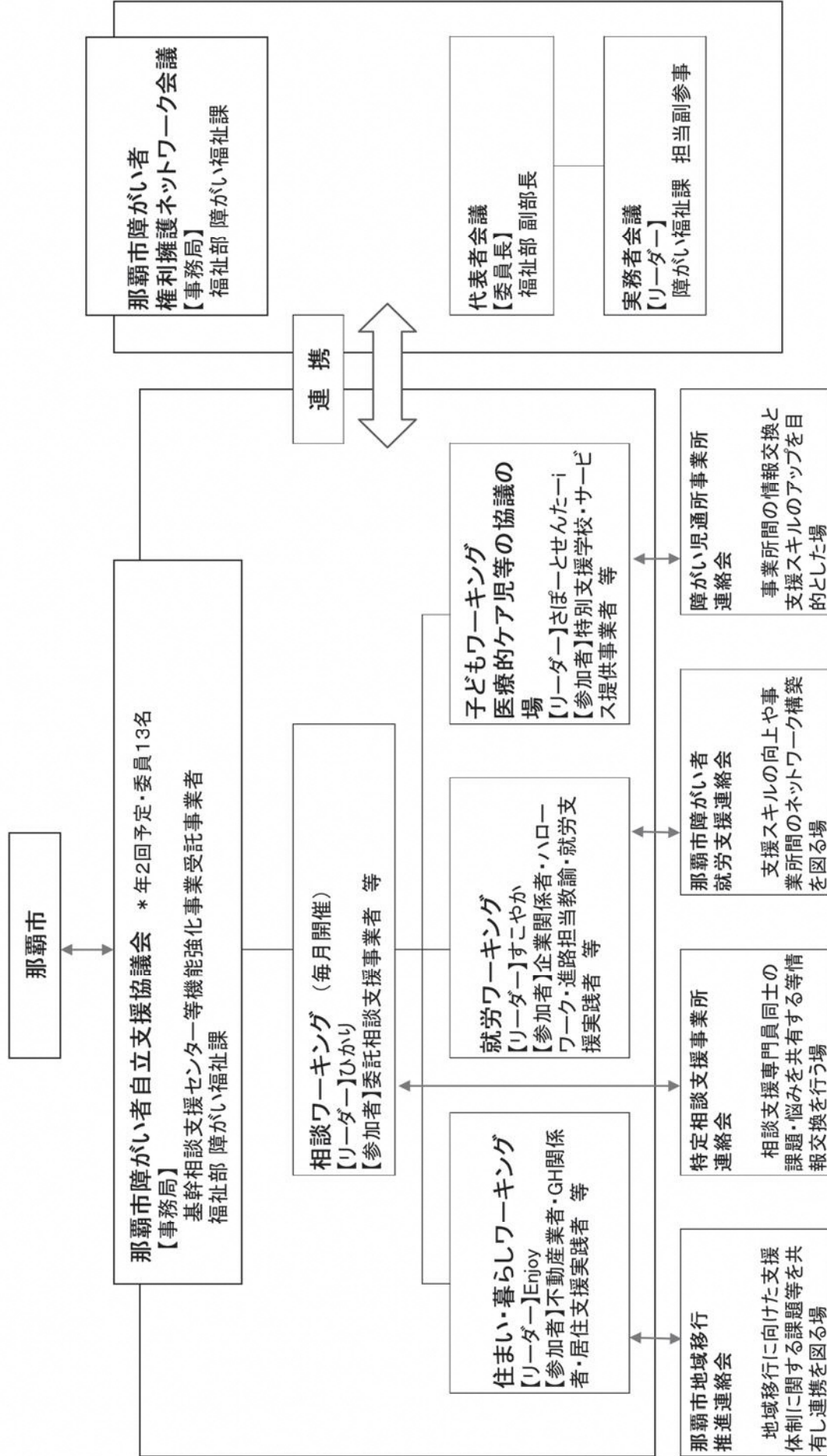
付 則（平成28年4月1日福祉部長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年7月20日福祉部長決裁）

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

那覇市障がい者自立支援協議会組織図（令和5年度）



* 自立支援協議会は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるために障害福祉に関する課題の協議を行い、地域の障がい者等を支援する方策を総合的に推進するた
めに設置

* 障がい者権利擁護ネットワーク会議は、障がい者虐待防止等に関する対応の機能に加え、障害者差別解消支援地域協議会の機能を付加して設置

那覇市障がい者自立支援協議会委員名簿

	所属団体名等	名前	立場
会長	おきなわ障がい者相談支援ネットワーク	みぞぐち てつや 溝口 哲哉	沖縄県障害者等相談支援体制整備事業 南部圏域アドバイザー
副会長	沖縄国際大学 総合文化学部 人間福祉学科	ち な たかし 知名 孝	学識経験者
3	一般社団法人 那覇市身体障害者福祉協会	ちねん ひろし 知念 博	当事者(内部障がい)
4	社会福祉法人 沖縄県視覚障害者福祉協会	ふくざと かずひろ 福里 和広	当事者(視覚障がい)
5	公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会	ましやま こうじ 増山 幸司	障がい者関係団体
6	沖縄自閉症児者親の会 まいわーど	なかざと ゆうこ 仲里 優子	障がい当事者家族
7	沖縄県立那覇みらい支援学校 (PTA)	よしかど みか 吉門 美香	教育関係 障がい当事者家族
8	沖縄県中小企業家同友会	しんじょう けいこ 新城 桂子	企業関係者
9	南部地区 障がい者就業・生活支援センター かるにあ	よしかわ よしとも 吉川 嘉朝	雇用関係機関
10	医療法人社団 輔仁会 田崎病院 相談室	いは みわこ 伊波 三和子	医療関係者
11	地方独立行政法人 那覇市立病院 医療ソーシャルワーカー	なかそね めぐみ 仲宗根 恵美	医療関係者
12	那覇市地域包括支援センターかなぐすく (那覇市地域包括支援センター連絡会 会長)	あしとみ みえこ 安次富 美恵子	その他(高齢者福祉)
13	社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会	たかの ひろあき 高野 大秋	その他(地域)

(3) なは障がい者プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）第11条第3項に規定する、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画「那覇市障がい者基本計画」を策定すること並びに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画「那覇市障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する、障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保、これらの円滑な実施に関する計画「那覇市障がい児福祉計画」を定めるため、策定に関して必要な事項を検討するなは障がい者プラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 那覇市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会から求められた事項について調査及び検討、その結果の報告
- (2) 作業部会における協議のとりまとめ
- (3) その他検討委員会に係る事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長に福祉部副部長、副委員長に障がい福祉課長、委員は別表1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(部会)

第6条 検討委員会の効率的運営を図るため、検討委員会の下に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、検討委員会から指示された事項について調査及び検討し、その結果を検討委員会に報告する。

3 部会は、障がい福祉課の課長及び別表1の委員が指名した職員で別表2のとおりとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係部課の職員に検討委員会若しくは部会への出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会及び部会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年8月15日から施行する。

付 則 (令和2年8月12日福祉部長決裁)

この要綱は、令和2年8月12日から施行する。

検討委員会名簿

	役職	所属	職名	氏名
1	委員長	福祉部	副部長	大城 孝也
2	副委員長	障がい福祉課	課長	泉 隆志
3	委員	障がい福祉課	担当副参事	平良 仁一
4	委員	地域保健課	課長	前里 万里子
5	委員	こども政策課	課長	下地 広樹
6	委員	こども教育保育課	課長	桃原 兼光

作業部会名簿

	役職	所属	職名	氏名
1	委員長	障がい福祉課	課長	泉 隆志
2	副部長	障がい福祉課	担当副参事	平良 仁一
3	部会員	障がい福祉課	主幹	牧野 香
4	部会員	障がい福祉課	主幹	真栄里 憲一
5	部会員	障がい福祉課	主幹	屋富祖 幸枝
6	部会員	障がい福祉課	主幹	比嘉 建仁
7	部会員	障がい福祉課	主幹	常田 智也
8	部会員	障がい福祉課	主査	涌田 麻美
9	部会員	障がい福祉課	主査	與那覇 綾子
10	部会員	地域保健課	担当副参事	金城 真理枝
11	部会員	地域保健課	主幹	上原 園子
12	部会員	こども教育保育課	担当副参事	入福浜 英幸

3 用語解説

用 語	説 明
あ	
医療的ケア 掲載頁：1, 9, 14	病気や障がいで低下した体の機能を、医療機器を使って補助すること（痰の吸引など）。医療行為の一部とされるが、医師が行う専門的な治療行為とは違う日常的な介助行為のため、医師や看護師以外の資格を持たない保護者や本人が行うことが許されています。さらに、2012年4月に介護保険法が改正され、一部の医療的ケア（特定行為）に限り、一定の研修を受け認定された介護士や特別支援学校の教員等が、医療的ケアを行うことができるようになりました。
インクルージョン 掲載頁：14	直訳すると「包括」「包含」などを意味する言葉で、「障害者権利条約」では、障がい児の地域社会へのインクルージョン（参加・包容）の促進等が定められています。児童発達支援センターには、すべての人が地域社会で平等に参加し、支援し合い、安心して暮らせるようにする取り組みである「地域のインクルージョン推進」の中核機関としての役割が期待されています。
か	
基幹相談支援センター 掲載頁：15, 40, 41	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援体制強化の取組、地域移行・地域定着促進の取組等を行います。
強度行動障害 掲載頁：11	「本人の健康を著しく損ねる行動」や「周囲の人々に著しい影響を及ぼす行動」が高い頻度で継続して起こり、特別な支援が必要な状態のことを指します。強度行動障害のある方は、日中個別のスペースや決まった日課のある落ち着いて過ごせる場所があることが大事といわれています。
グループホーム 掲載頁：17, 29	日常生活上の援助が必要な障がいのある人が、世話人の支援を受けながら共同生活する住居のこと。
ケアマネジメント 掲載頁：31	障がいのある人の多様なニーズを把握し、さまざまなサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供すること。
権利擁護 掲載頁：40, 42, 54, 64	自らの意思を表示することが困難な人に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行ったり、他者による権利侵害から守ること。

さ	
児童発達支援センター 掲載頁：9, 14	障害児通所支援事業所であるとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、他施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核となる療育支援施設。
重層的支援体制整備事業 掲載頁：15	一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しい複雑かつ複合的な課題を持つ方（家族）をサポートするための体制を作る事業で、社会福祉法第106条の4に規定されています（令和3年4月1日施行）。重層的支援体制整備事業では、以下の取組を実施し、どのような生きづらさ、困難さ、問題を抱える場合であっても、支援ができるような体制を目指します。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 包括的相談支援事業 2. 参加支援事業 3. 地域づくり事業 4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 5. 多機関協働事業
障害者基本法 掲載頁：1, 68	障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的、かつ計画的に推進することを目的とする法律。
障害者権利条約 掲載頁：1	障がい者の人権保護、及び基本的自由の完全かつ平等な享有と、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定しています。
障害者差別解消法 掲載頁：1	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。 正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
障害者総合支援法 掲載頁：1, 2	障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の障がい者への支援を定め、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。 平成25年4月に障害者自立支援法から改正されました。 正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障がい者自立支援協議会 掲載頁：11, 14, 59, 63, 66, 67	障がい者等への支援体制整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者及びその家族の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成され、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場。
情報アクセシビリティ 掲載頁：1	アクセシビリティ (Accessibility) とは英語で利用しやすさを意味し、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
ジョブサポーター 掲載頁：57	障がい者やその家族、事業主からの要請に応じて、支援者（ジョブサポーター）を派遣し、仕事や職場の人間関係に適応できるようにサポートする制度。
身体障害者手帳 掲載頁：4	身体に障がいのある人が、「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると判断された場合に交付される手帳。
精神障害者保健福祉手帳 掲載頁：5	精神保健福祉法に定める精神の疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある人を対象に交付される手帳。
成年後見制度 掲載頁：41, 42	知的障がい、精神障がい、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない人について、財産の管理や契約の締結など判断の難しい法律行為を後見人が行うことによって、本人を保護、支援する制度。
た	
地域共生社会 掲載頁：1	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えつながり、住民一人ひとりの生きがいや、安心して暮らせる地域が地域ぐるみで実現されている社会。
地域包括ケアシステム 掲載頁：8, 11	医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で、日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的かつ一体的に提供される仕組みのこと。
特別支援学校 掲載頁：23	障がいのある児童・生徒の、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する、という視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

は	
発達障がい 掲載頁：3, 37, 56	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして、政令で定めるもの。
ピアサポート ／ピアサポーター 掲載頁：37, 39	「ピアサポート」の「ピア」とは「仲間」という意味で、同じ悩みや症状などの問題を抱えている当事者同士が、互いの経験・体験を基に語りあい、問題の解決（回復）に向けて相互に支え合うことを言い、その活動をする人をピアサポーターといいます。
ま	
民生委員・児童委員 掲載頁：60	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人達で、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。
ら	
療育手帳 掲載頁：4, 43, 44	知的な障がいのある人で、障がいが発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの援助を必要とする状態と判断された場合に交付される手帳。

なは障がい者プラン

第7期那覇市障がい福祉計画
第3期那覇市障がい児福祉計画

発行・編集 令和6年3月
那覇市 福祉部 障がい福祉課
〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
TEL 098-862-3275

